
守口市情報機器等再構築業務委託事業者
公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月

守口市デジタル戦略課

1 事業の趣旨・目的

本市では、平成 27 年 12 月 25 日付け総行情第 77 号総務大臣通知（「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」）に基づき、いわゆる「三層の対策」を講じることで、自治体情報システム強靱性向上モデル（以下「強靱性向上モデル」という。）に対応する環境の整備を行ってきた。

また、総務省は「自治体DX推進計画」の策定や、「地方公共団体の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を実施し、デジタル化の推進とセキュリティレベル向上を両立させる取り組みを推奨している。

こうした状況の中で今般、パソコン、サーバ等の機器の更新時期が近づいていることから、セキュリティレベルを向上しつつ、更なる業務効率化を実現することを目的として、本業務を実施するものである。

なお、本業務については、単なる情報機器の入替ではなく、セキュリティ対策、利便性の向上、保守・運用、サポート体制、提案価格などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施しようとするものである。

本募集要項は、「守口市情報機器等再構築業務」に関する提案の募集について、参加者が企画提案を行うために必要な手続を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 守口市情報機器等再構築業務
- (2) 業務内容 別紙「守口市情報機器等再構築業務 調達仕様書」及び「守口市情報機器等再構築業務 運用保守仕様書」のとおり

3 契約形態

業者選定の結果、決定した構築事業者は、下記の契約等を行うものとする。

(1) 機器調達

構築事業者は本市からの構築事業者決定通知を受領後、別途本市がリース会社に対して行う一般競争入札における落札業者と契約を締結し、落札業者より支払（一括払）を受けるものとする。

その際は、本市を賃借人、リース会社を賃貸人、構築事業者を納入者とする三者契約を締結するものとする。

支払方法：毎月払（守口市⇒リース会社）

(2) 保守・運用

調達事業者は仕様等詳細協議が整った後、本市と保守・運用に関する委託契約を締結するものとする。

支払方法：毎月払（守口市⇒調達事業者（保守運用事業者））

(3) 契約について

仕様等詳細協議が整った後、契約の際は、仕様書に記載の調達台数から守口市分と守口市水道局分に分けて、それぞれ構築業者と契約を締結するものとする。詳細（合計金額を変更することなく「守口市分」と「守口市水道局分」に分割する。）は、仕様等詳細協議の際に説明を行う。

なお、当該調達に係るプロポーザルの決定については、守口市及び守口市水道局の連名で決定通知を発行する。

4 契約期間、賃貸借期間及び保守・運用期間

【1】機器調達

(1) 契約期間

別途本市がリース会社に対して行う一般競争入札の実施日の翌日（令和6年8月頃の予定）から令和12年2月28日まで

(2) 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

※各職員に貸与するパソコンについては、令和6年12月末に配布を行い、令和7年1月1日から令和7年2月28日までの検証使用期間とする。

【2】保守・運用

(1) 契約期間（保守・運用期間）

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

5 提案上限額

本業務の提案実現のための価格の上限は、以下のとおりとする。

ただし、この金額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

また、本業務に関する提案価格は、情報機器使用開始までの導入作業及び稼働後5年間の運用保守経費等の総額を対象とした金額とし、価格評価の対象とする。

提案上限額 754,439,510円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(1) 導入及び機器調達に係る経費

提案上限額 651,275,800円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(2) 保守・運用に係る経費

提案上限額 103,163,710円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 消費税及び地方消費税相当額は、100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）とする。

<留意事項>

提案価格書（様式第2号）に記載の金額は以下のとおりとすること。

「提案価格（総額 税抜）」・・・提案上限額 754,439,510円の金額以内であること

「内訳（税抜）①導入及び機器調達」・・・**提案上限額 651,275,800円**の金額以内であること

「内訳（税抜）②保守・運用（60か月）」・・・**提案上限額 103,163,710円**の金額以内であること

6 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 本業務の企画提案書提出時において、令和 6 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録（※）されていること。

※ 登録の有無については、本市の契約課に確認しておくこと。

(3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 情報機器等の調達業務について、国及び人口規模が 10 万人以上の他の地方公共団体から契約を受注し、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に履行を完了した実績（※）が 1 つ以上あること。

※ 履行を完了した契約の終期が平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までであれば可とし、契約の始期についての制限はない。

(9) 受注者は、本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。

① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）

② プライバシーマーク（JIS Q 15001）

7 スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは以下のとおりとする。

項	イベント	期 間
1	公告	令和 6 年 5 月 29 日（水）から
2	質問の受付期間	令和 6 年 5 月 30 日（木）9時から 令和 6 年 6 月 10 日（月）17時まで
3	質問の回答	随時（質問を受領し回答が出来次第ホームページに掲載する。） ※最終回答日：令和6年6月12日（水）予定
4	企画提案書等の提出受付期間	令和 6 年 6 月 13 日（木）9時から 令和 6 年 7 月 1 日（月）17時まで
5	1次審査の結果通知	令和 6 年 7 月 11 日（木）
6	プレゼンテーション及びデモン ストレーション（2次審査）	令和 6 年 7 月 18 日（木）
7	2次審査の結果通知	令和 6 年 7 月 26 日（金）（予定）
8	仕様等詳細協議	令和 6 年 7 月 29 日（月）から
9	調達事業者決定	令和 6 年 8 月 5 日（月）（予定）

8 参加手続

（1）担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号
守口市企画財政部デジタル戦略課
電 話 06-6991-2324
メールアドレス Mori_jyouhou@city-moriguchi-osaka.jp
担 当 渡邊・松尾

（2）募集要項及び仕様書等の配布

- ① 配布期間：令和6年5月29日（水）から令和6年7月1日（月）まで
- ② 配布場所：守口市ホームページからダウンロード

（3）企画提案書等の応募書類の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する提案事業者は、以下のとおり参加表明書及び企画提案書等を提出すること。なお、期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しなかった提案事業者からの提案は一切受け付けないものとする。

① 提出書類

別紙1「企画提案書等応募書類一覧」に掲げる書類

- ② 企画提案書の作成方法
別紙2「企画提案書作成要領」のとおり
- ③ 提出方法
以下を、持参して提出すること。
ア 紙媒体 正本・・・1部
副本・・・10部
イ 電子データ(「ア 紙媒体 正本」をスキャンしたもの)を格納したCD-R
またはDVD-R 1部
※電子データのファイル名は、上記の提出書類名と同じにすること。
- ④ 提出受付期間
令和6年6月13日(木) 9時から令和6年7月1日(月) 17時まで
- ⑤ 提出先
「(1) 担当部署及び問い合わせ先」に同じ
- ⑥ 提出された応募書類の取扱い
ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
イ 採用された企画提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。
ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
エ 提出された応募書類は返却しない。
オ 企画提案書等の著作権は、提案事業者に帰属する。
カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案事業者が負う。

9 質問及び回答方法

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

- (1) 質問受付期間 令和6年5月30日(木) 9時から
令和6年6月10日(月) 17時まで
- (2) 提出方法 「8 参加手続(1) 担当部署及び問い合わせ先」に記載のメールアドレスに電子メール(受信確認の電話を行うこと)で送信すること。なお、電子メールの件名は、「守口市情報機器等再構築業務委託事業者公募型プロポーザルに係る質問について(提案事業者名)」とすること。
- (3) 提出書類 「様式第8号 質問表」に必要事項を記載すること。
- (4) 回答方法 質問への回答は守口市ホームページに掲示し個別には回答しない。
- (5) 回答日時 随時(「様式第8号 質問表」を受理後、回答が出来次第、速やかに守口市ホームページに掲示を行う。)
※最終回答日：令和6年6月12日(水) 予定

10 評価基準

本プロポーザルにおける評価基準については「別紙3 評価基準」のとおり。

11 1次審査

(1) 概要

提案事業者が参加表明書及び企画提案書類等の提出を行った後、1次審査を行う。

「6 参加資格要件」を全て満たした提案事業者のみを対象に、企画提案書類等を元に審査を行い、「別紙3 評価基準」に基づき「要求仕様評価点」、「企画提案評価点」、「価格評価点」の合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

ただし、1次審査の合計点が360点未満（1次審査の満点は600点）の場合、または提案価格が「5 提案上限額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、採点の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

(2) 結果の通知

令和6年7月10日（水）頃に1次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

12 プレゼンテーション及びデモンストレーション

(1) 概要

1次審査に合格した全ての提案事業者は、別途通知する日時において、プレゼンテーション及びデモンストレーションを行う。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」(※)を基に行うこと。

※企画提案書以外の資料を使用すること及び補足資料の配布等は認めない。

①実施内容

プレゼンテーションの時間は25分とし、プレゼンテーション終了後15分程度の質疑応答を行うものとする。

②実施方法

企画提案書の電子データについて、プレゼンテーションソフトを用いてプレゼンテーションを行うこと。

(3) デモンストレーション

デモンストレーションは、「仮想ブラウザ」について実施すること。

①実施内容

デモンストレーションの時間は15分とし、デモンストレーション終了後10分程度の質疑応答を行うものとする。

②実施方法

提案事業者は、自らが提案するシステムについて、仮環境のデモンストレーショ

ン機等を用意し、デモンストレーションを行うこと。

(4) 必要な設備等

プレゼンテーション及びデモンストレーションに必要な機器（電源、接続ケーブル、プロジェクター、デモンストレーション機等（※））は提案事業者が用意すること。

※ スクリーンは本市で用意する。

(5) 留意事項

①プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーとなるものは、必ずプレゼンテーション及びデモンストレーションに全て同席するものとする。

②プレゼンテーションは原則として、プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーが行うものとする。

③デモンストレーションの説明者は、体制として「様式第6号 業務実施体制報告書」にて提出したメンバーの範囲内であれば、担当ごとに説明者が入れ替わることは可能とする。

④質問に対する回答は、提案事業者の同席者全員が回答する権利を有するものとする。

⑤プレゼンテーション及びデモンストレーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

※プレゼンテーション及びデモンストレーションのその他の詳細については、1次審査合格者に対して別途通知を行う。

13 2次審査

(1) 概要

2次審査は、プレゼンテーション及びデモンストレーションを基に提案技術評価点を算出し、1次審査の合計点に加算したうえで総合評価点を算出する（「別紙3 評価基準」参照）。

総合評価点が最も高い者を優先協議対象者、2番目に高い者を次点協議対象者とする。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「様式第2号 提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。

(2) 結果の通知

令和6年7月26日（金）（予定）に2次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

14 仕様等詳細協議及び契約手続

(1) 仕様等詳細協議

2次審査において、優先協議対象者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、

本市は次点協議対象者と協議を行う。日程については、「7 スケジュール」に記載の日程で行う予定であるが、都合により変更する場合がある。

(2) 契約手続

調達仕様書をもとに仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ、機器調達にかかる仕様書と保守・運用にかかる仕様書を修正し、契約締結を実施する。

(3) 契約保証金

受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

15 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、「様式第9号 参加辞退届」により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

16 費用及び帰属

- (1) 企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びデモンストラレーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者が無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- (4) 提出された書類、DVD-R等は返却しないものとする。

17 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に「優先協議対象者」、「次点協議対象者」及び「非選定」の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者名
- (2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、提案総合評価点、価格評価点、提案金額
- (3) 委員の氏名等

18 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (5) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- (7) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) プレゼンテーション及びデモンストレーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (9) 見積書の金額が「5 提案上限額」で示した額を超過した場合
- (10) 契約が締結されるまでの期間において、本書「6 参加資格要件」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合

19 その他

(1) 言語及び通貨単位

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 企画提案書等の提出の制限

①企画提案書等については、1者につき1提案に限る。

②参加表明書を提出した後、企画提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 緊急時の対応

緊急時等やむを得ない理由（天変地異等）により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を守口市に請求することはできない。

(4) 本市からの不明点等の確認

企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(5) 参加辞退届の提出者に対する扱い

参加辞退届を提出してもこれを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、優先協議対象者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、優先協議対象者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 秘密の保持

企画提案書等の作成にあたり、守口市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本要領の手続き完了後も同様とする。

(8) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 調達仕様書の遵守

調達仕様書に記載された内容を満たさないような提案を行った提案事業者は、その内容が発覚次第、失格として取り扱う。